

はままつし ようこそ浜松市へ

この“ウェルカムパック”は、浜松での暮らしに必要な情報が書いてあります。
浜松市に来た皆さんが、このパックを便利だと思ってくれたら、うれしいです。

↓ コンテンツ

- ◆ 浜松市多言語生活情報サイト カナル・ハママツ…………… 2
- ◆ 浜松市多文化共生センター／浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター… 3
- ◆ 浜松市外国人学習支援センター U-ToC（ユートック）…………… 4
- ◆ 子どもを学校に通わせましょう…………… 5
- ◆ 日本の交通ルール…………… 6
- ◆ 地震が起きたら…………… 9
- ◆ 防災ホットとメール…………… 11
- ◆ 自治会はこのような活動をしています…………… 12
- ◆ マナーを守りましょう…………… 13
- ◆ 犬猫の飼い主の方へ…………… 15
- ◆ ごみの出し方…………… 17
- ◆ ごみを減らすことやリサイクルに協力してください…………… 18
- ◆ 住民税について…………… 20
- ◆ 軽自動車税について…………… 22
- ◆ 心の健康の相談…………… 25
- ◆ 浜松市外国人雇用サポートデスク…………… 26
- ◆ 市役所の近くの施設が書いてある地図…………… 27
- ◆ 緊急時の対応…………… 28
- ◆ 連絡先…………… 29

🔍 カナル・ハママツ

浜松市の情報をいろんな言葉で書いてあるサイト
「カナル・ハママツ」も見てください

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaj/>



浜松市国際課

TEL: 053-457-2359 FAX: 050-3730-1867

E-mail: kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(作り直した年：2025年)

はままつし たげんごせいかつじょうほう 浜松市多言語生活情報サイト カナル・ハママツ

はままつし じょうほう
浜松市のくらしの情報が、インターネットでわかります！

- ゴミは、どのように捨てる？
- 地震が起きたらどうする？
- 子どもが生まれたらどうする？
- 日本語を勉強したい など



🔍 CANAL HAMAMATSU」で検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaj/>



はままつしたぶんかきょうせい 浜松市多文化共生センター

はままつしたぶんかきょうせいそうごうそうだん 浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター

外国人のための 相談や、地域で 一緒に くらしていくための 手伝いを します。

はままつしちゅうおうく はやうまちょう
浜松市中央区早馬町 2-1 クリエイト浜松 4階

TEL : 053-458-2170

Email : info@hi-hice.jp

時間 : 9:00~17:30

休み : 12月29日~1月3日、

クリエート浜松が 休みの日

<https://www.hi-hice.jp/hmc/>



Web サイト



facebook

- ◆ **相談が できます**
 - いろいろな 言葉で、相談が できます。相談は無料（¥0）です。
（日本語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、韓国語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、フランス語、ロシア語）
 - 在留資格（ビザ）の相談や、弁護士との 相談、行政書士との 相談も できます。（日 が 決まっています）
 - いろいろな 言葉で、大切な 情報を 伝えます。 いろいろな 人と 交流する イベントの 情報も 伝えます。
- ◆ **災害（地震や 台風など）のときに 困らないように 準備します**
 - 大きな 災害が 起きたとき、必要な 情報を いろいろな 言葉で 伝えます。
 - 災害の ときに こまらないように、訓練を します。
- ◆ **地域で 一緒に くらす 手伝いを します**
 - みんなが ぐらしやすいまちに するため、自治会（13ページ）などの 地域の 活動を 手伝い します。
- ◆ **外国人のことを 理解する 勉強を します**
 - 外国人を 助ける 人のために、勉強する会を します。
 - 学校で 外国人が 自分の国のことを 話したり、交流したり します。
- ◆ **多様性を生かしたまちづくり**
 - いろいろな 外国人が 集まって、浜松市を 元気にする活動を します。
- ◆ **外国人のことを 理解する 活動を 手伝います**
 - 浜松市で 活動する グループなどの 手伝いを します。



はままつしたぶんかきょうせい
浜松市多文化共生センター／浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンターは、
はままつし せいざい はままつこくさいこうりゅうきょうかい
浜松市が（公財）浜松国際交流協会（HICE）に仕事をお願いして、開いています。
こうえきざいだんほうじん はままつこくさいこうりゅうきょうかい
公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE）

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)
TEL : 053-458-2170 URL : <https://www.hi-hice.jp>

はままつしがいこくじんがくしゅうしえん 浜松市外国人学習支援センター U-ToC (ユートック)

外国人が日本語を勉強することを、手伝うところです。

はままつし ちゅうおうく ゆうとうちやう ぶみ
浜松市中央区雄踏町宇布見 9 6 1 1 - 1

TEL : 0 5 3 - 5 9 2 - 1 1 1 7

Email : info@hi-hice.jp

時間 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

休み : 土曜、日曜、祝日

<https://www.hi-hice.jp/u-toc/>



Web サイト

◆ 日本語教室

- U-ToC の日本語教室は、浜松市に住んでいる外国人のための教室です。生活に役に立つ日本語が勉強できます。16歳以上の人が勉強できます。
- クラスは、1年間で中級まで勉強するクラスと、読み書きのクラスがあります。
- 日本語で交流できるクラスもあります。



◆ 外国と関わりのある子どもや若者の手伝い

- 外国人の子どもが、学校に行くことを手伝ったり、若い人が将来を考えることを手伝ったりしています。

◆ 地域の日本語教室の手伝い

- ボランティアで日本語を教えているグループの手伝いをしています。



◆ 日本語教室で手伝う人を増やす勉強会

- 浜松市の日本語教室で手伝う人を増やすために、勉強会をしています。

はままつしがいこくじんがくしゅうしえん
浜松市外国人学習支援センターは、はままつし こうざい はままつこくさいこうりゅうきやうかい
浜松市が(公財)浜松国際交流協会(HICE)に

仕事を願って、開いています。

こうえきざいだんほうじん はままつこくさいこうりゅうきやうかい は い す
公益財団法人 浜松国際交流協会 (H I C E)

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)

TEL : 053-458-2170 URL : <http://www.hi-hice.jp>

子どもを学校に通わせましょう

子どもを学校に通わせましょう！ 子どもには教育を受ける権利があります。

日本では、6歳から15歳の子どもの親は、子どもに教育を受けさせることが決まっています。

浜松市内には、浜松市立小中学校、私立小中学校、外国人学校などがあります。

※詳しくは、それぞれの問い合わせ先に聞いてください。



浜松市立小中学校

- 日本語で日本の教育をします。
- 学校での勉強に慣れるために、母語を話す人が手伝っています。
- 教育委員会で、手続きが必要です。

◆ 問い合わせ先

浜松市教育委員会 教育支援課

住所：浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松 7階

TEL：053-457-2429



私立小中学校

- 日本語で日本の教育をします。
- 授業を受けるのにお金が必要です。

- ◆ 私立小中学校に問い合わせてください。



外国人学校

- 主に、南米の国の外国人が対象です。
- ポルトガル語やスペイン語で勉強します。
- それぞれの学校が決めた勉強をします。日本の学校とは違う勉強をします。
- 授業を受けるのにお金が必要です。

◆ 問い合わせ先

→ ムンド・デ・アレグリア TEL：053-482-7666

浜松市中央区雄踏町宇布見9611-1

→ 伯人学校イーエエス浜松 TEL：053-540-2037

浜松市中央区半田山二丁目24-3

→ エスコラ・アウカンセ TEL：053-543-6280

浜松市中央区富塚町3002-3

→ ラピス・デ・コル TEL：080-4222-2057

浜松市中央区石原町611

※どの学校も授業料以外に、お金が必要です。

浜松市国際課

TEL:053-457-2359 FAX:050-3730-1867

日本の交通ルール

自動車運転するには

運転免許証

日本で、有効な自動車の運転免許証を持っていることが必要です。
住所や名前が変わったときは、近くの警察署に行ってください。
運転免許証に書いてある住所や名前を変える必要があります。



- 外国の運転免許証を持っていない場合
 - 日本の運転免許試験に合格し、免許を取る必要があります。
 - 試験に合格するために、自動車学校などに通う人が多いです。
- 外国の運転免許証を持っている場合
 - 手続きの紙を書いて、日本の運転免許試験・確認に支障がなければ免許証がもらえます。
 - 詳しくは警察署や静岡県警察本部（29ページ）に聞いてください。

保険

- 自動車を運転するためには、有効な車検（自動車が法律に合っているかどうか調べること）を定期的に受ける必要があります。
- 「自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）（自動車やオートバイを運転する人からお金を集めて、事故にあった人を助ける制度）」に必ず入らないといけません。法律で決まっています。
- 「自賠責保険」に加えて、「任意保険」も入りましょう。「自賠責保険」だけでは、事故の相手に払うお金が足りないことが多いです。

自動車の登録

- 自動車は、登録をしなければ運転することができません。登録をするには、自動車を保管する場所がないといけません。保管する場所があることを警察署に申請して、証明してもらう必要があります。

自動車税

- 車検や、新しい自動車を買うときに重量税を払う必要があります。その他に、自動車税を払う必要があります。4月1日に自動車を持っている人の住所に、自動車税の支払いのお知らせが毎年届きます。5月31日までに払ってください。（新しい自動車を買うときは、買うとき）

■ 交通ルール

◆ 基本的な交通ルール

- 信号機（色）と道路標識にしたがってください。
（黄色：止まれ、赤色：止まっている、青色：進んでよい）
- 進む方向だけでなく、右や左をしっかりと見て、安全を確認してください。
- 歩く人は右、自動車や自転車は左を通ります。
- 道路では、歩く人が優先です。

◆ 自動車、オートバイ、自転車の基本的な交通ルール

- 自分だけではなく、周りの歩く人や自動車の安全も考えて、運転しましょう。
- 「止まれ」の標識があるところは、必ず白い線の手前で止まってください。
そして、右や左が見えるところまでゆっくり進み、周囲を確認してください。
- 暗いところでは、ライトをつける必要があります。
- お酒を飲んだら、運転してはいけません。
- 横断歩道を渡ろうとしている人や自転車がいたら、必ず止まらなさいといけません。
- 自動車に乗ったら、すべての席でシートベルトを締める必要があります。
- 0歳から5歳の子どもの自動車を乗せるときは、
身体にあったチャイルドシートを使用する必要があります。
- 運転をしているときは、携帯電話で話したり、
スマートフォンを操作したり、カーナビゲーションをずっと見たりしてはいけません。
- オートバイに乗るときは、必ずヘルメットをかぶってください。自転車に乗るときも、ヘルメットをかぶりましょう。



◆ 交通事故のとき

- 交通事故を起こしたときは、安全な場所に自動車を移動させて、エンジンを切ってください。事故が続けて起きることを防ぐためです。
- けがをした人がいる場合は、まずは、けがをした人を助けてください。そして救急車（119番）を呼んでください。
- 必ず警察（110番）にも連絡し、交通事故の場所や、けがをした人の数、状況を言ってください。そして警察から指示を受けてください。
- 自分で救急車（119番）や警察（110番）に連絡できない場合は、近くの人に助けを求めてください。

※交通事故の場所から絶対に離れないでください。（ひき逃げと判断されます）
友人や通訳を呼ぶのは、警察が交通事故の場所に来てからにしてください。



警察（事件・事故） ☎ 110番

救急車（けが・病気） ☎ 119番

◆ 日本の道路標識などの例



■ 信号機

信号機を無視すると、大きな事故になります。
必ず信号機にしたがってください。
(夜でも必ずしたがう)



■ 進入禁止

一方通行の出口です。車は進めません。



■ 踏切警報機

音が鳴ったら、進んではいけません。
電車が通るのを待ちましょう。



■ 一時停止

道路の停止線の前で必ず止まってください。
そして、安全であることを確認してください。

※自分の国の道路標識に似ていても、意味が違うことがあります。運転する前に、確認をしてください。

※日本の交通ルールは、これだけではありません。日本の交通ルールをしっかりと勉強して、覚えてから、運転するようにしてください。

地震じしんが起きたらお

強いゆれつよや長いゆれながを感じたかんときは、まず体からだを守りまもましょう。そのあとすぐに津波つなみから逃げにましょう。

■ 何なにをするのか？

◆ 地震じしんのゆれから体からだを守るまも

- 机つくえの下したに入って、落ちてくる物ものから頭あたまと体からだを守るまも。
- 家具かぐの近くちかに行かない。安全あんぜんなところで頭あたまと体からだを守るまもる。
- ゆれているときは、無理むりして火ひを消けしに行かない。(台所だいどころなど)
- 外そとに逃げるための道みちをつくる。(玄関げんかんのドアや、外そとに出ることができる窓まどを開ける)

◆ 津波つなみから逃げるに

- ゆれなくなったら、高いところたかに逃げるに。
→ 強いゆれつよや長いゆれなが（1分以上ぶんいじょう）の場合ばあい、津波警報つなみけいほうが出ていなくても逃げるに。
- できるだけ、高いところたかに逃げるに。(津波避難施設つなみひなんしせつや高台たかだいなど)
- 家にいないときでも、津波つなみから逃げるに。
→ 地震じしんが起きる前まえから、家族かぞくで逃げる場所ばしょを話し合はなっておく。(家いえから逃げる場所ばしょ、学校がっこうから逃げる場所ばしょ、職場しょくばから逃げる場所ばしょ)
- 津波警報つなみけいほうが終わるまで、家いえに帰らない。

■ 緊急地震速報きんきゅうじしんそくほう < 大きなゆれおおが起きることを知らせるお知らせ >

ゆれが始まる数秒前はじすうびょうまえに、お知らせがある場合があります。

お知らせは、テレビやラジオ、携帯電話けいたいでんわなどで流れます。

■ 場所や場合によって、気を付けること

まちのなか

◆ 店の中

- かばんやかごで、頭を守る。
- 売り場から離れる。壁の近くに行く。
- あわてて外に出ない。店の人の言うことを聞く。

◆ エレベーター

- すべての階のボタンを押す。止まった階でエレベーターから降りる。
- 地震が起きたあとは、エレベーターを使わない。

いどう 移動しているとき

◆ 道を歩いているとき

- 倒れやすいものから離れる。(壁や柱、自動販売機など)
- 落ちてくるものに気を付ける。(割れたガラスや、看板など)
- 強い建物の中に入って、落ちてくる物から逃げる。

◆ 車を運転しているとき

- 車を左側によせて、ゆっくりとめる。
- ゆれなくなるまで、外に出ない。
- 車のかぎをつけたまま、車から離れる。歩いて逃げる。(車検証は持っていく)

◆ 電車やバスに乗っているとき

- つり革や手すりに、しっかりとつかまる。
- 係の人の言うことを聞く。

そのほか

◆ 学校

- 先生の言うことを聞く。
- 津波警報が終わるまで、家に帰らない。子供の親も、子どものところに行かない。

◆ 山

- 崩れそうなところから、すぐに離れる。(がけや川の近くなど)

◆ 火事

- 火が近くにきたら、広い道を通って、大きな公園や広場に逃げる。

ぼうさい 防災ホットメール

「**浜松市防災ホットメール**」は、登録した人に緊急の情報（地震や台風、避難についての情報）などが、メールで届くサービスです。

登録は無料（¥0）です。（登録案内の「利用規約」を見てください。）
ぜひ登録してください。

届く情報

- ◆ **緊急情報**
 - 地震や台風、大雨などの情報
 - 危ないことを知らせる情報など
- ◆ **環境情報**
 - 空気が汚れているときの情報など

※他の情報（日本語のみ）も追加できます

登録のやり方

下の URL または二次元コードからホームページにアクセスし、登録してください。
URL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/disaster/hotmail.html>

二次元コード



※使うときの注意

- 防災ホットメールは、市からの情報を受けるだけのサービスです。メールへの返信はできません。

質問・問い合わせはこちらへしてください。

登録について（サポートセンター）

パソコン：<https://service.sugumail.com/hamamatsu/faq>
携帯電話：<https://service.sugumail.com/hamamatsu/faq/m>
TEL：0120-670-970（平日の9：00～18：00）

防災ホットメールについて：浜松市 危機管理課
TEL：053-457-2537（平日の8：30～17：15）
FAX：053-457-2530
メール：bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

自治会はこのような活動をしています

自治会は、それぞれの地域に住む人々による団体です。「安全で、明るく住みよい町づくり」のために地域に住む人々が力を合わせて活動しています。

安心・安全・明るく楽しく美しいまちをつくりましょう

- ◆ **防災活動・お互いに助け合う活動**
 - 地震などの災害にそなえ、自分たちの命は自分たちで守るための活動に力を入れています。
 - 災害が起きたとき、自治会は大きな役割を果たしています。
 - 地震や災害にそなえ、防災訓練をしています。防災用品を買っています。
- ◆ **犯罪を防ぐための活動**
 - 夜の道でも安心して歩けるように、自治会が電気を付けたり、管理したりしています。
- ◆ **環境を良くする活動**
 - 地域の道や、公園などの掃除をしています。
- ◆ **ごみを捨てる場所の管理**
 - ごみを捨てる場所をつくるように、市にお願いしています。
 - ごみを捨てる場所は、地域のみんなで使います。
 - ごみを捨てる場所は、地域のみんなが順番に掃除をしています。
- ◆ **資源ごみを集める活動**
 - 空き缶や新聞紙、びんなどを、地域の家から集めます。
 - 少ない資源を、もう一度使えるようにしています。
- ◆ **子ども会・老人会などの活動**
 - 地域の団体（子ども会、老人会など）を育てたり、助けたりしています。
- ◆ **文化活動**
 - 地域の人たちが仲良くなるために、誰でも気軽に参加できるイベントをしています。
(体育祭、文化祭、盆踊りなど)

マナーを守りましょう まも

浜松市で快適で良好な生活環境を確保する条例（市民マナー条例） はままつし かいてき りょうこう せいかつかんきょう かくほ じょうれい しみん じょうれい

■ 皆さまへのお願い みな ねが

浜松市では、みんなが暮らしやすくなるために、5つの迷惑な行動を禁止しています。

これは、浜松市のきまりで決まっています。

マナーは、ほかの人から言われるから守ることはありません。

自分がされて、嫌だと思ふことは、絶対にしないでください。

■ 市民マナー条例で禁止している、5つの迷惑な行動 しみん じょうれい きんし めいわく こうどう

◆ たばこのごみ、空き缶などのポイ捨て（捨ててはいけないところに捨てる） す

- みんなで使う場所に出したごみは、家に持って帰るか、ごみ箱に捨てましょう。ポイ捨てはやめましょう。
- ごみが捨てられないように、地域を掃除しましょう。



◆ 歩きながらたばこを吸う ある す

- やけどを防ぐために、歩いているときや、自転車に乗っているときに、たばこを吸うのはやめましょう。
- 灰皿があるところで、たばこを吸ってください。



◆ 落書き（書いてはいけないところに、文字や絵を書くこと） らくがき か もじ え か

- 落書きはやめましょう。
- 落書きは、犯罪です。落書きは、落書きをされた人だけではなく、落書きを見た人の気持ちも悪くします。



◆ 飼っている犬や猫のふんを外に捨てたまにする

- 犬や猫を飼っている人は、飼っている犬や猫のふんを外に捨てたまにしないでください。
散歩のときに、犬がふんをした場合は、ふんを家に持って帰りましょう。
- 猫を飼っている人は、猫を家の中で飼うようにしましょう。



◆ 体が不自由な人が車を停めるための場所を、必要がないのに使う

- 体が不自由な人が車を停めるための場所は、きまりを守って使しましょう



◆ 身体障害者用駐車場（体が不自由な人が車を停めるための場所）
車いすを使っている人や、体が不自由な人が、車に乗り降りしたりしやすい駐車場です。
この駐車場は、広くて、出たり入ったりしやすいです。

とあ
問い合わせ

はままつしかんきょうぶかんきょうせいさくか
浜松市環境部環境政策課 TEL：053-453-6149

犬猫の飼い主の方へ

犬や猫を飼う人は、守らなければいけないことがあります。

- **最後まで飼う**
犬や猫を飼う人は、その命が終わるまで世話をしてください。
犬や猫は10年以上生きます。お金もかかります。
よく考えてから飼い始めましょう。

- **犬の登録と狂犬病の予防注射**
 - 犬を飼ったら、浜松市に登録をしてください。

登録ができる施設

市の施設	動物愛護教育センター	(053-487-1616)
	保健所浜北支所	(053-585-1398)
	保健所保健総務課	(053-453-6111)
	東行政センター	(053-424-0164)
	西行政センター	(053-597-1117)
	南行政センター	(053-425-1382)
	北行政センター	(053-523-3120)
	大電区役所まちづくり推進課	(053-922-0033)
	春野支所	(053-983-0001)
	佐久間支所	(053-966-0002)
	水窪支所	(053-982-0002)
龍山支所	(053-966-2113)	
動物病院	一部の動物病院で登録ができます。 動物病院に聞いてください。	

- 犬に、毎年1回、狂犬病の予防注射をしてください。予防注射は動物病院でできます。
- 登録や注射をしたときに受け取った、鑑札と注射済票を、犬の首輪に付けてください。



- 犬はリードでつなぐ、猫は家の中で飼う
散歩のときや庭にいるときは、犬はリードでつないでください。
猫は、常に家の中で飼いましょう。

- 周りの人の迷惑にならない
鳴き声やふんのおいなどで、周りの人に迷惑をかけないようにしてください。
あなたの犬が、散歩のときに出したふんは、持ち帰ってください。
あなたの犬が、周りの人や犬を咬んだときは、動物愛護教育センター（TEL：053-487-1616）に電話してください。

- 犬猫が逃げたときは
飼っている犬猫が逃げたときは、動物愛護教育センター（TEL：053-487-1616）に電話してください。

犬猫についての問い合わせ先
浜松市健康福祉部保健所動物愛護教育センター
TEL：053-487-1616

ごみの出し方

ごみは種類ごとに分けてください。ごみを出す日とごみを出す場所は決まっています。ルールを守ってごみを出してください。

- わからないことは、**通訳に** 聞いてください。
 連絡ごみ受付センターに電話してください。(TEL: 053-453-2288)
 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語の通訳がいます。

ごみの分け方

- 別のチラシの「ごみ・資源物の正しい出し方」を見てください。
- インターネットの「家庭ごみの出し方」のページを見てください。

カナルハママツ ごみ 検索

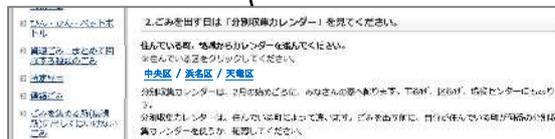


ごみ・資源物の正しい出し方

ごみを出す日

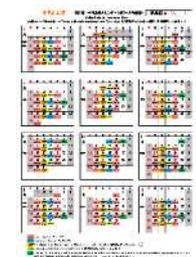
- ごみの種類によって、ごみを出す日が決まっています。
- インターネットで、自分の住所のカレンダーを探してください。カレンダーに書いてあるごみの種類の日に 出してください。

- ① インターネットを見て、自分の住所の「区」を選んでください。



日本語のカレンダー

- ② 自分の住所の カレンダーを見てください。



ポルトガル語のカレンダー

ごみを出す場所

- 住んでいるところでごみを出す場所が決まっています。
- ごみを出す場所は、近所の人や集合住宅の管理をしている人に聞いてください。



ごみについての問い合わせ先

浜松市環境部 一般廃棄物対策課

TEL: 053-453-0011

ごみを減らすことやリサイクルに協力してください

もえるごみなどの分別方法は、別のチラシの「ごみ・資源物の正しい出し方」やHPを見てください。

■ ごみの減らし方

インターネットの「ごみ減量ガイドブック」のページを見てください。

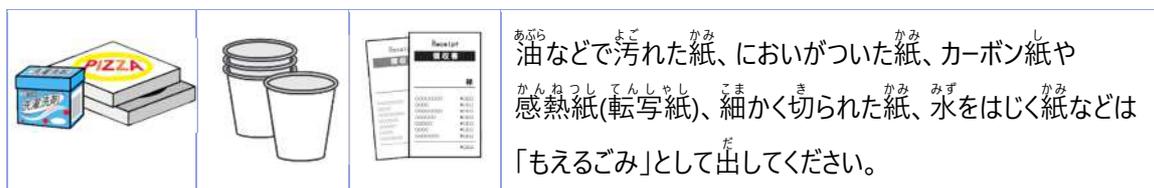
はままつし 浜松市 ごみ減量ガイドブック けんさく 検索



■ 古い紙・雑誌がみを集める

- 再び使うことができる紙を「雑がみ」といいます。(新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外)
 - 新聞・雑誌・段ボール・紙パックや、雑がみは、下に書いてある方法や場所に出してください。
 - 1 資源物をみんなで集める団体 (自治会や子供会、学校のPTA など)
 - 2 市が集めているところ (区役所・協働センターなど)
 - 3 民間が集めているところ (お店や空いている場所で、集めているところ)
- ※集めるところによっては、集めていないものもあります。注意してください。

どんなものが雑がみなのか？



雑がみをわけて捨てれば、もえるごみの量・重さが減って、ごみを出すときに楽になります！

■ 使ったあとのてんぷら油を集めています

家で使った植物油系食用油（植物から作られていて、食べられる油）を、市の施設で集めています。てんぷらのかすなどをとって、入れ物やペットボトルに入れて、集めているところまで持って来てください。※油を持ってくるときに使った入れ物は、持ち帰ってください。

集めている油：（家で使ったもの）

なたね油、コーン油、ごま油、米油、大豆油、ひまわり油、オリーブオイル
（食べられる期限が過ぎている油や、使っていない油も集めています）

※動物から作られた油、石油から作られた油、燃料、薬で固めた油は集めていません。



■ 小型家電を集めています

家にある小さな家電をリサイクルするために、市の施設で小型家電を集めています。集める箱が、市の施設に置いてあります。

集めているもの：

携帯電話、パソコン、タブレット端末、HDDレコーダー、BDレコーダー／プレーヤー、ビデオテープレコーダー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、ゲーム機、電話など

大きさが、縦15センチより小さい、横60センチより小さい、奥行き30センチより小さいもの

集めているところ：

区役所・協働センター・市民サービスセンター・ふれあいセンターなど55施設



ごみを分けて捨てることに、協力してください！

決まったところ以外で、ごみを出すことは犯罪です！

リサイクルについての問い合わせ先
浜松市環境部一般廃棄物対策課
TEL：053-453-6192

住民税について

■ 個人住民税とは

日本には、個人の所得（働いてもらうお金）にかかる税金が2種類あります。所得税（国税）と個人住民税（地方税）です。日本に住んでいる人は、両方の税金を払います。このうち、市に支払う税金は、個人住民税（地方税）です。個人住民税（地方税）は、市民税と県民税があります。市が市民税と県民税の両方を集めています。

■ 浜松市に個人住民税を払う人

その年の1月1日的时候、浜松市内に住んでいる人が払います。前年（1月から12月までの1年間）の所得の状況に対して、税金がかかります。

今年の1月1日に、浜松市内に住んでいた人は、浜松市に個人住民税を払う必要があります。（1月2日よりあとに、浜松市から別のまちに引っ越した人や、外国に引っ越した人も同じです）外国に引っ越すときは、税金を払う必要があります。

自分の代わりに、税金を払う手続きをする制度（納税管理人制度）もあります。外国に引っ越すときには、市民税課に連絡してください。

■ 個人住民税の計算のやり方

個人住民税には、所得割（※1）と均等割（※2）があります。両方の合計が、1年分の税金の金額になります。

（※1）所得割 … 前年の所得をもとに、計算した税金の金額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \text{（前年中の所得金額－所得控除額）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{市民税} & 8\% \\ \hline \text{県民税} & 2\% \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \end{array}$$

（※2）均等割 … 前年に、決められた金額よりも、もっと多くの所得がある人にかかる金額
令和5年度までと令和6年度からの変更について

区分	令和5年度まで	令和6年度から
市民税	3,500円	3,000円
県民税	1,900円	1,400円
森林環境税	—	1,000円
計	5,400円	5,400円

※森林環境税（国税）は令和6年度から個人住民税の均等割とあわせて支払う税金です。

■ 払うときと、払う方法

特別徴収 …… 給与から、税金の金額を先に引いて集める。

(6月から、次の年の5月までの12回に分ける)

★会社などの働いているところから、給与をもらっている人(サラリーマン)は、ほとんどが特別徴収です。

普通徴収 …… 浜松市から届く紙(納税通知書)で払う。

1年に4回に分けて払う。

(払う期限は、6月30日、8月31日、10月31日、1月31日)

※土曜日、日曜日、休日の場合は、その次の日が払う期限

■ 課税証明書や納税証明書について

★在留期間を更新する(伸ばす)ときなどに、個人住民税の課税(又は非課税)証明書・納税証明書が必要です。

個人住民税は、決まった日までに必ず払ってください。

税金のかかる内容が変わる(申告を行っていない人や収入の内容・扶養人数が変わった人など)ときは、証明書をお渡しするのに数日かかることがあります。

問い合わせ先

〒430-0948

浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎2階

浜松市役所 市民税課

TEL: 053-457-2145

軽自動車税について

- 4月1日に、原付バイクや軽自動車を持っている人は、軽自動車税（種別割）を払う必要があります。
- 毎年5月中旬に、払うための紙（納税通知書）が市から届きます。市が決めた金融機関（銀行、信用金庫、郵便局）、コンビニエンスストアなどで、払う期限までに払ってください。払う期限は、5月31日です。5月31日が土曜日や日曜日の場合は、次の月曜日です。
- 心や体に障がいがある人などは、税金を払わなくてもいい制度があります。軽自動車税（種別割）の払う期限の7日前までに手続きをする必要があります。市役所の市民税課に相談してください。

よくある質問

? 原付バイクや、軽自動車を捨てました。しかし、払うための紙（納税通知書）が、市役所から届きました。なぜですか？

→ 4月1日に、原付バイクや軽自動車を持っていた人は、軽自動車税（種別割）を払う必要があります。4月2日よりあとに、原付バイクや軽自動車を捨てても、1年分の税金を払う必要があります。

? 原付バイクや軽自動車を捨てたいです。どうしたらいいですか？

→ 捨てるための手続きをしてください。表の、「手続きをするところ」を見てください。手続きをする前に、必要なものや、受付しているところ・時間を確認してください。原付バイクや軽自動車を捨てる時は、バイクや自動車を売っているところや、ごみを捨てる会社などで、正しく捨ててください。

? 原付バイクや軽自動車を、ほかの人にあげたいです。どうしたらいいですか？

→ 浜松市に住んでいる人に、0.125L以下の原付バイクをあげる場合、今持っている人と、もらう人の印鑑と、標識交付証明書（ナンバープレートをもったときの紙）が必要です。

→ 原付バイク以外の乗り物をあげる場合は、表の「手続きをするところ」を見てください。手続きをする前に、必要なものや、受付しているところ・時間を確認してください。

の もの しゅるい 乗り物の種類		ぜいきん 税金の きんがく 金額	てつづ 手続きをすところ				
げんどうきつき 原動機付 じてんしゃ 自転車	0.05L以下 (特定小型を含む)	2,000円	げんもくぶんちようしゃ かいしんぜいか けいじどうしゃぜい ・元目分庁舎1階市民税課の軽自動車税グループ ・浜名区役所の区民生活課				
	0.05L超～0.09L	2,000円	てんりゆうく やくしま きたぎようせい しさんぜいか ・天竜区役所・北行政センターの資産税課グループ				
	0.09L超～0.125L	2,400円	ひがし にし みなみぎようせい しやうめい とどけでたんとう ・東・西・南行政センターの証明・届出担当				
	ミニカー	3,700円	いなき みつかひ はるの さくま みさくぼ たつやまししよ ・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所				
	にりん ちよう 二輪0.125L超～0.25L	3,600円	はままつじどうしゃけんさとうろくじむしよ ・浜松自動車検査登録事務所 はままつしちゆうおうく りゆうつうもとまち 浜松市中央区流通元町11-1 でんわ 電話 050-5540-2052				
けいじどうしゃ 軽自動車	※年式(自動車は初めて けんさ けんさ 検査された年)による		しんぜいがく 新税額	きゅうぜいがく 旧税額	じゆうかぜい 重課税	けいじどうしゃけんさきやうかい ・軽自動車検査協会 しづおかじむしよ はままつししよ 静岡事務所 浜松支所 はままつしちゆうおうく きへいちやう 浜松市中央区貴平町 563 でんわ 電話 050-3816-1777	
	よんりん 四輪	じやうよう 乗用	じかよう 自家用	10,800円	7,200円		12,900円
			えいぎようよう 営業用	6,900円	5,500円		8,200円
		かもつ 貨物	じかよう 自家用	5,000円	4,000円		6,000円
			えいぎようよう 営業用	3,800円	3,000円		4,500円
	さんりん 三輪		3,900円	3,100円	4,600円		
	ポータトレーラ		3,600円	—	—		
こがたとくしゆ 小型特殊	のうこうよう 農耕用	2,400円	げんもくぶんちようしゃ かい しみんぜいか ・元目分庁舎1階...市民税課				
じどうしゃ 自動車	その他	5,900円	げんどうきつきじてんしゃおな 原動機付自転車と同じ				
こがたじどうしゃ 小型自動車	にりん ちよう 二輪0.25L超	6,000円	はままつじどうしゃけんさとうろくじむしよ ・浜松自動車検査登録事務所 はままつしちゆうおうく りゆうつうもとまち 浜松市中央区流通元町11-1 でんわ 電話 050-5540-2052				

※年式によって、税金の金額が変わります。

年式が、平成27年4月よりあとの場合は、新税額です。

年式が、平成27年より前で、13年を過ぎていない場合は、旧税額です。

年式が、平成27年より前で、13年を過ぎている場合は、重課税です。

問い合わせ先

〒430-0948

浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎1階

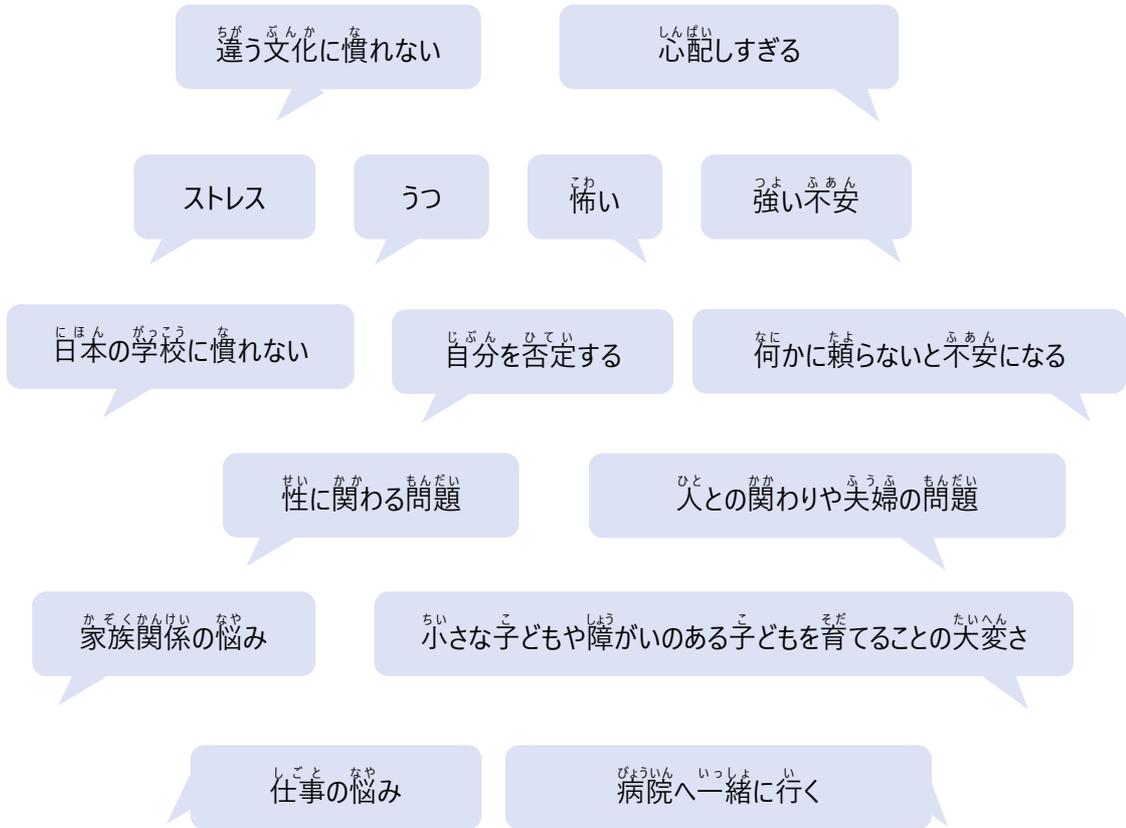
浜松市役所 市民税課 軽自動車税グループ

TEL: 053-457-2077

口座振替のお知らせ

軽自動車税（種別割）を払い忘れないために、口座振替を使うのがおすすめです。
申し込む場合は、市内の金融機関（銀行など）で手続きしてください。

こころ けんこう そうだん
心の健康の相談



💡 **ブラジル人の専門家が、心の相談にのります**

子どもから大人まで、誰でも相談できます。

TEL : 0 5 3 - 4 5 8 - 2 3 1 0 ポルトガル語で相談できます

病院（精神科）に通訳と一緒にいきたいときは、この電話にかけてください。

TEL : 0 5 3 - 4 5 8 - 2 1 7 0

はままつし たぶんかきょうせい はままつし たぶんかきょうせいそうごうそうだん
浜松市多文化共生センター／浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンターは、
はままつし こうざい はままつこくさいこうりゅうきょうかい
浜松市が（公財）浜松国際交流協会（HICE）に仕事をお願いして、開いています。
こうえきざいだんほうじん はままつこくさいこうりゅうきょうかい
公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE）

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)

〒430-0916 静岡県浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松 4階

TEL : 053-458-2170 FAX : 053-458-2197

URL : <http://www.hi-hice.jp>

※メンタルヘルス相談は、HICE が、浜松市精神保健福祉センターと一緒にこな
っています。

はままつしがいこくじんこよう 浜松市外国人雇用サポートデスク

- ◆ **外国人雇用サポートデスクってどんなところ？**
 - 外国人の方が、浜松市で働くために必要なお手伝いをしているところです。
 - 1年間で2,000件以上の相談を受付けています。
- ◆ **お仕事を探するための相談ができます。**
 - キャリアコンサルタントの資格を持った専門家に相談できます。
 - いろいろな言葉で、相談ができます。相談は無料（¥0）です。（日本語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、韓国語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、フランス語、ロシア語）
- ◆ **お仕事を始めてからのサポートを行っています。**
 - お仕事を始めてから、困ったことがあれば、いつでも相談してください。
 - 相談員が相談の内容に応じて、アドバイスやお手伝いをします。
- ◆ **電話やメールで相談できます。**
連絡先や住所



はままつしちゆうおうく はやうまちよう
浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4階

TEL : 053-458-2170

Email : job_info@hi-hice.jp

時間 : 9:00 ~ 17:30

休み : 12月29日 ~ 1月3日

クリエート浜松が 休みの日

<https://www.hi-hice.jp/ja/job/search/support-desk/>



- ◆ **多文化共生センターの中にあるため、生活相談も行いたい場合に便利です。**
 - 在留資格（ビザ）の相談や、弁護士との相談、行政書士との相談もできます。（日がまっています）
 - いろいろな言葉で、大切な情報を伝えます。いろいろな人と交流するイベントの情報も伝えます。

はままつしがいこくじんこよう
浜松市外国人雇用サポートデスクは、はままつし こうざい はままつこくさいこうりゆうきょうかい
（公財）浜松国際交流協会（HICE）に
仕事を願って、開いています。

こうえきざいだんほうじん はままつこくさいこうりゆうきょうかい は い す
公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE）

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)

TEL : 053-458-2170 URL : <https://www.hi-hice.jp>

しやくしよ ちか しせつ か ちず
市役所の近くの施設が書いてある地図



- A** たぶんかきょうせい 多文化共生センター、はままつこくさいこうりゅうきょうかい 浜松国際交流協会 (HICE)
- B** じどうそうだんじよ 児童相談所
- C** しゆつじゆうこくざいりゆうかんりきよくはままつしゆつちうじよ 出入国在留管理局浜松出張所 (入管)、じゆうかん 浜松労働基準監督署 (労基)
- D** はままつしきょういくいいんかい 浜松市教育委員会
- E** はままつしげんもくぶんちようしや 浜松市元自分庁舎
- F** はままつしやくしよほんちようしや 浜松市役所本庁舎、ちゆうおうくやくしよ 中央区役所
- G** せいかつじりつしえん 生活自立支援センター つながり
- H** ほけんじよ 保健所
- I** くらしのセンター 暮らしのセンター

はっこう 発行 はままつしこくさいか 浜松市国際課

緊急時の対応



警察 (事件・事故)

110番

救急車 (けが・病気)

119番

災害が起きたときは、「緊急避難場所 (急いで逃げるところ)」に逃げてください。
緊急避難場所は、台風・地震・津波などの災害の種類によって、決められています。



地域の緊急避難場所は、「カナル・ハママツ」で確認できます。

■ NTT災害用伝言ダイヤルの使い方

災害が起きたとき (震度6以上の大きな地震) は、NTTの「災害用伝言ダイヤル」が使えます。

◆ 使い方

- 伝えたいことを記録する

171 + 1 + 053-□□□-□□□□ (自分の家の電話番号) を押す。伝えたいことを話す。

- 記録された言葉を聞く

171 + 2 + 053-□□□-□□□□ (自分の家の電話番号) を押す。記録された言葉を聞く。

■ 防災ホットとメール

避難に関する情報など緊急情報などのメールが届く仕組みです。



■ 浜松国際交流協会 (HICE) Facebook

多文化共生に関するイベント等の情報を伝えています。
大きな災害が起こったとき、いろいろな言葉で情報を伝えています。



れんらくさき
連絡先

市役所・区役所・行政センター	住所	TEL
市役所 (Shiyakusho) 中央区役所 (Chuo Kuyakusho)	中央区元城町103-2 (Chuo-ku Motoshiro-cho 103-2)	457-2111
東行政センター (Higashi Gyōsei Sentā)	中央区流通元町20-3 (Chuo-ku Ryutsumoto-machi 20-3)	424-0111
西行政センター (Nishi Gyōsei Sentā)	中央区雄踏1-31-1 (Chuo-ku Yuto 1-31-1)	597-1111
南行政センター (Minami Gyōsei Sentā)	中央区江之島町600-1 (Chuo-ku Enoshima-cho 600-1)	425-1111
北行政センター (Kita Gyōsei Sentā)	浜名区細江町気賀305 (Hamana-ku Hosoe-cho Kiga 305)	523-1111
浜名区役所 (Hamana Kuyakusyo)	浜名区貴布祢3000 (Hamana-ku Kibune 3000)	587-3111
天竜区役所 (Tenryu Kuyakusyo)	天竜区二俣町二俣481 (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 481)	926-1111

※空いている時間 8：30 から 17：15 まで

※空いていない日：土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

相談窓口	内容	TEL
多文化共生センター (浜松国際交流協会：HICE)	生活の相談	458-2170
浜松市教育委員会 教育支援課	外国人の子どもの教育相談	457-2429
ハローワーク浜松外国人職業相談窓口	仕事の相談、仕事の紹介、 仕事を見つける手伝い	457-5157
浜松労働基準監督署	労働問題に関する相談	456-8148
浜松市くらしのセンター	消費生活相談	457-2205
DV相談専用ダイヤル	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	412-0360
法テラス浜松	法律の相談	050-3383-5410

種類	施設名等	住所	Tel.
病院	【救急】夜間救急室	中央区伝馬町311-2 浜松市医師会館1F (Chuo-ku Tenma-cho 311-2, Hamamatsu-shi Ishi Kaikan 1F)	455-0099
	【救急】天竜休日救急診療所	天竜区二俣町二俣530-18 (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 530-18)	922-0075
	【救急】歯の健康センター 休日救急歯科診療	中央区鴨江2-11-2 (Chuo-ku Kamoe 2-11-2)	453-6129
	浜松医療センター	中央区富塚町328 (Chuo-ku Tomitsuka-cho 328)	453-7111
	浜松赤十字病院	浜名区小林1088-1 (Hamana-ku Kobayashi 1088-1)	401-1111
	遠州病院	中央区中央1-1-1 (Chuo-ku Chuo 1-1-1)	453-1111
	聖隷浜松病院	中央区住吉2-12-12 (Chuo-ku Sumiyoshi 2-12-12)	474-2222
	聖隷三方原病院	中央区三方原町3453 (Chuo-ku Mikatahara-cho 3453)	439-1300
	浜松医科大学附属病院	中央区半田山1-20-1 (Chuo-ku Handayama 1-20-1)	435-2111
	浜松労災病院	中央区将監町25 (Chuo-ku Shogen-cho 25)	462-1211

けいさつ 警察	はままつちゅうおうけいさつしよ 浜松中央警察署	ちゅうおうく すみよし 中央区住吉5-28-1 (Chuo-ku Sumiyoshi 5-28-1)	475-0110
	はままつひがしけいさつしよ 浜松東警察署	ちゅうおうく あいおいちよう 中央区相生町14-10 (Chuo-ku Aioi-cho 14-10)	460-0110
	はままつにしけいさつしよ 浜松西警察署	ちゅうおうく おおひとみちよう 中央区大人見町3452-1 (Chuo-ku Ohitomi-cho 3452-1)	484-0110
	はまきたけいさつしよ 浜北警察署	はまなくこまつ 浜名区小松3218 (Hamana-ku Komatsu 3218)	585-0110
	ほそえけいさつしよ 細江警察署	はまなくほそえちようまが 浜名区細江町気賀4640 (Hamana-ku Hoshoe-cho Kiga 4640)	522-0110
	てんりゅうけいさつしよ 天竜警察署	てんりゅうくふたまたまちあくら 天竜区二俣町阿蔵8-3 (Tenryu-ku Futamata-cho Akura 8-3)	926-0110
	せいぶうてんめんきよ 西部運転免許センター	はまなくこまつ 浜名区小松3220 (Hamana-ku Komatsu 3220)	587-2000

ぶんや 分野	しせつめいなど 施設名等	しよざいち 所在地	TEL	
			♥ 妊娠・出産・子育ての相談	◆ 市からもらうお金・家庭の悩みの相談
にんしん 妊娠 しゅっさん 出産 ・ こども	ちゅうおう かに 中央こども家庭センター	ちゅうおうくもとしろちよう ちゅうおうくやくしよ 中央区元城町103-2 中央区役所 (Chuo-ku Motoshiro-cho 103-2 Chuo Kuyakusho)	457-2835	457-2300
	ひがし かに 東こども家庭センター	ちゅうおうくりゅうつうもとまち ひがしぎようせい 中央区流通元町20-3 東行政センター (Chuo-ku Ryutsumoto-machi 20-3 Higashi Gyōsei Sentā)	424-0122	424-0121
	にし かに 西こども家庭センター	ちゅうおうくゆうとう にしぎようせい 中央区雄踏1-31-1 西行政センター (Chuo-ku Yuto 1-31-1 Nishi Gyōsei Sentā)	597-1174	597-1157
	みなみ かに 南こども家庭センター	ちゅうおうくえのしまちよう みなみぎようせい 中央区江之島町600-1 南行政センター (Chuo-ku Enoshima-cho 600-1 Minami Gyōsei Sentā)	425-1710	425-1564
	はまな かに 浜名こども家庭センター	はまなくきぶね はまなくやくしよ 浜名区貴布祢3000 浜名区役所 (Hamana-ku Kibune 3000 Hamana Kuyakusyo)	585-1120	585-1677

きた 北こども家庭セ ンター	はまなくほそえちようきが ほそえけんこう ♥浜名区細江町気賀305 細江健康センタ ー (Hamana-ku Hosoe-cho Kiga 305 Hosoe Kenkou Sentā) ◆浜名区細江町気賀305 北行政センター (Hamana-ku Hosoe-cho Kiga 305 Kita Gyōsei Sentā)	523-1956	523-2893
てんりゅう 天竜こども家庭 センター	てんりゅうくふたまたちようふたまた てんりゅうほけん ♥天竜区二俣町二俣530-18 天竜保健 福祉センター (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 530-18 Tenryu Hoken Fukushi Sentā) ◆天竜区二俣町二俣481 天竜区役所 (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 481 Tenryu Kuyakusyo)	925-3155	922-0173

ぶんや 分野	しせつめいなど 施設名等	じゅうしょ 住所	TEL
がっこう 学校	きょういくいんかいきょういくしえんか 教育委員会教育支援課 (市立小中学校入学手続 手続き) しりつしょうちゅうがっこうにゅうがくてつづ き)	ちゅうおうくちゅうおう 中央区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス棟 7F (Chuo-ku Chuo 1-2-1, E-Stage Hamamatsu Office Tower 7F)	457-2429
	エスコラ・アレグリア・デ・サバ ール・浜松 はままつ	ちゅうおうくはんだやま 中央区半田山2-24-3 (Chuo-ku Handayama 2-24-3)	540-2022
	エスコラ・アウカンセ	ちゅうおうくとみつかちよう 中央区富塚町3002-3 (Chuo-ku Tomitsuka-cho 3002-3)	543-6280
	ムンド・デ・アレグリア学校 がっこう	ちゅうおうくゆうとうちよううぶみ 中央区雄踏町宇布見9611-1 (Chuo-ku Yuto-cho Ubumi 9611-1)	482-7666
	ラピス・デ・コル	ちゅうおうくいしはらちよう 中央区石原町611	080-4222-2057
ごみ	れんらくごみうけつけ 連絡ごみ受付センター	—	453-2288
ぜいきん 税金	はままつげんもくぶんちようしや 浜松市元目分庁舎 (市税) しぜい	ちゅうおうくげんもくちよう 中央区元目町120-1 (Chuo-ku Genmoku-cho 120-1)	457-2141
	はままつひがしげいむしよ 浜松東税務署	ちゅうおうくすなやまちよう 中央区砂山町1183 (Chuo-ku Sunayama-cho 1183)	458-1111
	はままつにしげいむしよ 浜松西税務署	ちゅうおうくちゅうおう 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎 (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha)	555-7111

ろうどう 労働	はままつ ハローワーク浜松 がいこくじんしよくきょうそつだんまどぐち 外国人職業相談窓口	ちゅうおう く あさだちょう 中央区浅田町50-2 (Chuo-ku Asada-cho 50-2)	457-5157
	はままつろうどうきじゆんかんたくしよ 浜松労働基準監督署	ちゅうおう く ちゅうおう はままつごうどうちようしゃ 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha 8F)	456-8148
ほけん ふくし 保健福祉	はままつしほけんじよ 浜松市保健所	ちゅうおう く かもえ 中央区鴨江2-11-2 (Chuo-ku Kamoe 2-11-1)	453-6111
	はままつしじどうそつだんじよ 浜松市児童相談所	ちゅうおう く ちゅうおう 中央区中央1-12-1 4F (Chuo-ku Chuo 1-12-1, 4F)	457-2703
	はつたつそつだんしえん 発達相談支援センター (ルピロ)	ちゅうおうく か し まち はままつ 中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松 ちゅうおうかん 中央館5F (Chuo-ku Kaji-machi 100-1, Zaza City Hamamatsu Chuo-kan 5F)	459-2721

ぶんや 分野	しせつめいなど 施設名等	じゆうしよ 住所	TEL
その他	なごやしゆつにゆうこく 名古屋出入国 ざいりゆうかんりきよくはままつしゆつちようじよ 在留管理局浜松出張所	ちゅうおう く ちゅうおう はままつごうどうちようしゃ 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎1F (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha 1F)	458-6496
	しずおかちほうほうむきよく 静岡地方法務局 はままつしきよく 浜松支局	ちゅうおう く ちゅうおう はままつごうどうちようしゃ 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎 (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha)	454-1396
	はままつしがしねんきんじむしよ 浜松東年金事務所	ちゅうおう く てんりゆうがわちよう 中央区天龍川町188 (Chuo-ku Tenryugawa-cho 188)	421-0192
	はままつにしねんきんじむしよ 浜松西年金事務所	ちゅうおう く たかまち 中央区高町302-1 (Chuo-ku Taka-machi 302-1)	456-8511
	しずおかけんじゆうたくきよきゆうこうしゃ 静岡県住宅供給公社 せいふししよ 西部支所	ちゅうおう く ちゅうおう しずおかけんはままつそつちようしゃ 中央区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎 9F (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha 9F)	455-0025
	はままつし 浜松市 たぶんかきようせい 多文化共生センター	ちゅうおう く はやうまちよう はままつ 中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4F (Chuo-ku Hayauma-cho 2-1, CREATE Hamamatsu 4F)	458-2170
	はままつしがいこくじんがくしゆうしえん 浜松市外国人学習支援 センター (U-ToC)	ちゅうおう く ゆうとうちようう ぶみ 中央区雄踏町宇布見9611-1 (Chuo-ku Yuto-cho Ubumi 9611-1)	592-1117